

石ヶ谷公園ほか公園・緑地
指定管理者募集要項

2022年(令和4年)7月15日

明 石 市

目 次

1 公の施設の概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的	1
(4) 施設の概要	2
(5) 運営に係る事項	2
2 指定管理者が行う管理の基準	3
(1) 開館・開場時間	3
(2) 休館・休場日	4
3 指定管理者が行う業務の範囲	5
(1) 明石市都市公園条例第14条に規定する業務に関すること	5
(2) 公園の安全対策に関すること	5
(3) その他、公園の管理に必要な業務	5
4 指定期間	5
5 使用料の徴収等	5
6 指定管理料等	5
(1) 経費	5
(2) 指定管理料	5
(3) 経理の区分	5
(4) 指定管理料に含まれるもの	5
7 申請者の資格	6
(1) 応募資格	6
(2) 応募条件	6
(3) 欠格事項	6
8 募集スケジュール	7
(1) 募集要項の配布	7
(2) 施設の視察・現地説明会	7
(3) 質問の受付	7

(4) 質問の回答	7
(5) 申請の受付	7
(6) 選定（面接審査）	7
(7) 選定結果の通知	7
(8) 指定議案の議決	7
(9) 指定の通知・告示	7
(10) 協定の締結	7
(11) 業務の引継ぎ	7
(12) 管理運営業務の開始	7
 9 施設の視察及び現地説明会の開催	 7
(1) 開催日時	7
(2) 集合場所	7
(3) 開催地	7
(4) 参加申込方法	7
 10 質問の受付及び回答	 8
(1) 質問の受付	8
(2) 質問に対する回答	8
 11 申請受付期間	 8
(1) 申請書類の提出（受付）期間	8
(2) 提出（受付）時間	8
(3) 提出（受付）場所	8
(4) 提出方法	8
(5) 提出部数	9
(6) 費用の負担	9
 12 申請書類	 9
(1) 申請書類	9
(2) 添付書類	10
 13 選定の基準	 10
(1) 審査方法	10
(2) 審査基準	11
(3) 評価項目	11
(4) 選定及び選定結果の公表	11

14 協定の締結等	· · · · · 11
(1) 基本的な考え方	· · · · · 11
(2) 協定の事項	· · · · · 11
15 責任分担	· · · · · 12
16 業務実施状況の監視等	· · · · · 12
(1) 業務実施状況のモニタリング	· · · · · 12
(2) 施設利用者のアンケートの実施	· · · · · 12
(3) 帳簿類等の提出要求	· · · · · 13
17 事業報告	· · · · · 13
(1) 事業報告書の提出	· · · · · 13
(2) 評価の実施	· · · · · 13
18 次年度の事業計画	· · · · · 13
(1) 事業計画書等の提出	· · · · · 13
(2) 事業計画の確定	· · · · · 13
19 その他	· · · · · 13
(1) 業務の引継ぎについて	· · · · · 13
(2) 関係法令の遵守	· · · · · 13
(3) 保険の扱い	· · · · · 13
(4) 履行保証	· · · · · 13
(5) 第三者への委託	· · · · · 14
(6) 職員雇用の条件	· · · · · 14
(7) 明石市行政オンブズマンによる調査への協力	· · · · · 14
(8) 地域防災計画（避難所運営）への協力	· · · · · 14
別表（評価項目表）	· · · · · 15
様式集	· · · · · 16～56

石ヶ谷公園ほか公園・緑地指定管理者募集要項

明石市（以下「市」という。）では、石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地（以下「公園・緑地」という。）の管理運営について、民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的に設置目的を達成するため、これまでに引き続き、指定管理者制度を導入することとしました。

そこで、指定管理者となる団体を広く公募し、市民・利用者の視点に立った管理運営や公園のさらなる利活用など、創意工夫のある提案を募集します。なお、提案いただいた内容については、指定管理者候補者選定委員会で審査を行い、これを受け、市議会の議決を経た後、指定管理者の指定を行います。

1 公の施設の概要

（1） 名称

- a) 石ヶ谷公園
- b) 明石海浜公園
- c) 魚住北公園
- d) 明石北わんぱく広場
- e) 高丘東公園
- f) 高丘西公園
- g) 西二見公園
- h) 西二見緑地
- i) 南二見東緑地
- j) 南二見西緑地

（2） 所在地

- a) 明石市大久保町松陰字石ヶ谷1126番47
- b) 明石市二見町南二見8番1
- c) 明石市魚住町長坂寺字宮東1242番7
- d) 明石市大久保町松陰字上大池338番1ほか
- e) 明石市大久保町高丘3丁目4番
- f) 明石市大久保町高丘7丁目24番
- g) 明石市二見町西二見字出開地1134番1
- h) 明石市二見町西二見字イヤノ上1257番2
- i) 明石市二見町南二見23番
- j) 明石市二見町南二見24番

（3） 設置目的

自然とのふれあいやレクリエーション活動、健康運動、文化活動など、豊かな地域づくりの拠点とするため。特に有料公園施設は、誰もが身近にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツ活動の拠点とするため。

（4） 施設の概要

- a) 石ヶ谷公園

野外活動広場、ひだまりの広場、芝生広場、市民の森、梅林、放牧場、ハーブガーデンズ、バーベキュー許可エリア、スラックライン優先エリア、あそびの丘、駐車場、トイレ、明石中央体育会館など

※明石乗馬協会は管理区域外です。

b) 明石海浜公園

運動場、臨時球技場、テニスコート、プール、こども広場、展望広場、自由広場、駐車場、トイレ、スポーツ施設管理事務所（屋内競技場）など

c) 魚住北公園

多目的広場、テニスコート、こども広場、駐車場、トイレなど

d) 明石北わんぱく広場

芝生広場、多目的広場、駐車場、トイレなど

e) 高丘東公園

多目的広場、園路、植栽、遊具、トイレなど

※テニスコートは管理区域外です。

f) 高丘西公園

多目的広場、園路、植栽、遊具、トイレなど

※テニスコートは管理区域外です。

g) 西二見公園

多目的広場、園路、植栽、遊具、トイレなど

h) 西二見緑地

多目的広場、園路、植栽、トイレなど

i) 南二見東緑地

園路、植栽、トイレなど

j) 南二見西緑地

園路、植栽、トイレなど

(5) 運営に係る事項

a) 石ヶ谷公園

令和3年度利用者数

第1競技場	(42, 134人)
第2競技場	(19, 106人)
会議室	(8, 188人)
卓球コーナー	(4, 480人)
トレーニングルーム	(8, 014人)

b) 明石海浜公園

運動場	(26, 309人)
臨時球技場	(9, 910人)
テニスコート	(15, 082人)
屋内競技場	(16, 759人)
会議室	(1, 309人)
プール	(16, 231人)

c) 魚住北公園

テニスコート	(11, 317人)
多目的広場	(9, 022人)

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館・開場時間

a) 石ヶ谷公園

① 明石中央体育会館

午前9時から午後9時まで

ただし、利用受付は午前9時から午後8時まで

② 指定管理者から、①を前提として開館時間の延長を提案することができます。

b) 明石海浜公園

① 運動場

ア 北面

午前9時から午後5時まで

ただし、4月1日から8月31日までにあっては、午前9時から午後6時まで

イ 南面

午前9時から午後9時まで

② 臨時球技場、テニスコート

午前9時から午後5時まで

ただし、4月1日から8月31日までにあっては、午前9時から午後6時まで

③ 屋内競技場

午前9時から午後9時まで

④ プール

午前10時から午後5時まで（7月1日から8月31日まで）

⑤ 駐車場

午前0時から午後12時まで（入庫時間は午前6時から午後9時まで。ただし、駐車場以外の公園の有料施設が休場日である場合の入庫時間は、午前9時から午後5時まで）

ただし、入庫時間は、現行の指定管理者の提案により、午前5時から午後9時までとしているため、これを継続してください。なお、有料公園施設が休場日である場合も同様とします。

⑥ 指定管理者から①②③④⑤を前提として開場時間の延長を提案することができます。

c) 魚住北公園

① テニスコート、多目的広場

午前9時から午後5時まで

ただし、4月1日から8月31日までにあっては、午前9時から午後6時まで

② 指定管理者から、①を前提として開場時間の延長を提案することができます。

d) 明石北わんぱく広場

① 1～2月 平日：午前9時から午後4時、休日：午前9時から午後4時

3月 平日：午前9時から午後5時、休日：午前9時から午後5時

4～6月 平日：午前9時から午後5時、休日：午前8時から午後6時

7～8月 平日：午前8時から午後6時、休日：午前8時から午後6時

9～10月 平日：午前9時から午後5時 休日：午前8時から午後6時

11月 平日：午前9時から午後5時 休日：午前9時から午後5時

12月 平日：午前9時から午後4時 休日：午前9時から午後4時

② 指定管理者から、①を前提として開場時間の延長を提案することができます。

(2) 休館・休場日

a) 石ヶ谷公園

① 明石中央体育会館

毎週月曜日（当該日が、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日を除く。）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

ただし、第2、第4月曜日は、現行の指定管理者の提案により開館しているため、継続して開館してください。

② 指定管理者から、①を前提として休館日の削減等を提案することができます。

b) 明石海浜公園

① 運動場、臨時球技場、テニスコート、屋内競技場

毎週月曜日（休日に当たるときは、その日を除く。）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

ただし、第2、第4月曜日は、現行の指定管理者の提案により開場しているため、継続して開場してください。

② プール

7月1日から8月31日までの毎週月曜日（休日に当たるとき及び8月13日から同月15日は除く。）及び9月1日から翌年6月30日まで。

ただし、現行の指定管理者の提案によりプール開場期間中は無休としているため、継続して開場すること。なお、大会等を実施する際は臨時休場とします。

③ 指定管理者から、①、②を前提として休場日の削減等を提案することができます。

c) 魚住北公園

① テニスコート、多目的広場

毎週月曜日（休日に当たるときは、その日を除く。）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

ただし、第2、第4月曜日は、現行の指定管理者の提案により開場しているため、継続して開場してください。

② 指定管理者から、①を前提として休場日の削減等を提案することができます。

d) 明石北わんぱく広場

① 每月第3月曜日（休日に当たるときは、その日を除く。）

毎年1月1日

② 指定管理者から、①を前提として休場日の削減等を提案することができます。

以上のほか、「明石市都市公園条例」、「明石市都市公園条例施行規則」並びにその他の管理基準（明石中央体育会館管理基準、明石海浜公園及び魚住北公園スポーツ施設管理基準、明石海浜臨時球技場管理基準、明石海浜駐車場管理基準、明石海浜公園プール運営要領、石ヶ谷公園バーベキュー許可エリア管理基準、明石北わんぱく広場管理基準等）に従って、公園の管理を行わなければなりません。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 明石市都市公園条例第14条に規定する業務に関すること。

- ① 公園（その一部を含む。以下この条において同じ。）の利用及びその制限に関すること。
 - ② 有料公園施設の使用料の徴収、還付及び減免に関すること。
 - ③ 公園の維持管理に関すること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務。
- (2) 公園の安全対策に関すること。
- (3) その他、公園の管理運営に必要な業務。

※ なお、具体的な業務内容及び達成すべき水準については仕様書に記載のとおり。

4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

5 使用料の徴収等

有料公園施設公園については利用料金制を採用せず、使用料収入は市の収入とします。

なお、指定管理者に対して、使用料の徴収等の事務を委託することとし、協定にその旨を規定することとします。

6 指定管理料等

(1) 経費

3で定める業務に係る経費は、指定事業、提案事業及びその他の収入と市が支払う指定管理料をもって充てることとします。

(2) 指定管理料

指定管理料については、241,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、収支計画書で提案してください。上限額を超える提案を行った場合は、失格とします。

市は、収支計画書で提示のあった金額を参考に、予算編成方針に基づいた予算編成作業の過程を経て予算化し、年度協定で額を決定します。

また、支払時期や金額等については、原則として、業務の履行を確認して四半期ごとに分割して支払うこととしますが、詳細は年度協定で定めます。

(3) 経理の区分

会計の手法は問いませんが、指定管理業務に係る経理と法人自体の経理を区分し、法人自体の会計帳簿類と別に、指定管理業務に関する市の求める収支科目区分に沿った四半期ごとの収支報告とこれに対応する会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録を作成し、これに対応する証憑類と併せて保管してください（保管場所は問いません。）また、法人自体の会計帳簿類を含めて、これらの文書間で相互に整合が取れるようにしてください。

(4) 指定管理料に含まれるもの

- ・ 人件費：給料賃金、賞与、福利厚生費、退職給与引当金等を含む
- ・ 事務費：印刷費、通信費、消耗品費等
- ・ 管理費：外注費、水道光熱費、修繕費（ただし、1件当たり50万円を超える大規模繕費は、市との協議事項とする。）等
- ・ 物件費：備品（その性質形状を変えることなく、長期にわたり反復使用に耐え、保存することができる物品（消耗品は除く））等の購入に必要な経費

- ・負担金：市が加盟又は構成する各種団体に対する経費、研修会への参加費等
- ・事業費：指定事業ほか本市が仕様書に掲げた業務、提案事業（指定管理者が提案し、市が設置目的内の事業と認めた事業等）に要する経費
- ・公租公課：消費税、印紙税等の租税
- ・一般管理費：施設の管理運営に係る直接的な経費以外の本社機能に要する経費等。上記経費以外の間接的なもの。積算根拠は算定式を示し明確にすること。

7 申請者の資格

(1) 応募資格

指定期間中、当該施設の管理運営業務を円滑にかつ安定して遂行できる能力を有している法人その他の団体（法人格は不問、個人は不可）で、次の要件をすべて満たすこと。

- ① この募集要項の公表日において国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）及び明石市税の滞納がないこと（納めるべき明石市税がない場合は、滞納がないものとみなします。）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は更生計画認可の決定が応募申請期日以前になされている場合はこの限りではない。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑥ 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、この募集要項の公表日から指定管理者候補者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。
- ⑦ 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあっては、市が資本金その他これに準ずるものをおもに出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。

(2) 応募条件

- ① グループで応募する場合は代表する法人を定めて下さい。
- ② 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員になることはできません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。
- ④ グループの構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではありません。

(3) 欠格事項

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。グループ応募の場合は、代表団体及び構成団体のいずれも次の要件に該当しないこと。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合
- ② 申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、

もしくは選定委員会委員に個別に接触した場合

- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 応募申請期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ 指定された面接審査の日時に遅参又は欠席した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

8 募集スケジュール

(1) 募集要項の配布	令和4年7月15日（金）～令和4年7月28日（木）
(2) 施設の視察・現地説明会	令和4年8月2日（火）午後1時から
(3) 質問の受付	令和4年7月15日（金）～令和4年8月12日（金）
(4) 質問の回答	令和4年8月19日（金）
(5) 申請の受付	令和4年8月24日（水）～令和4年9月2日（金）
(6) 選定（面接審査）	令和4年10月予定
(7) 選定結果の通知	令和4年11月予定
(8) 指定議案の議決	令和4年12月市議会へ上程予定
(9) 指定の通知・告示	令和4年12月予定
(10) 協定の締結	令和5年1月予定
(11) 業務の引継ぎ	令和5年2月～令和5年3月
(12) 管理運営業務の開始	令和5年4月1日～

9 施設の視察及び現地説明会の開催

公園の視察及び申請方法、提出書類などについての説明会を、次のとおり開催します。参加人数は1団体につき2人までとします。

- (1) 開催日時 令和4年8月2日（火）午後1時から3時間程度
- (2) 集合場所 石ヶ谷公園（明石中央体育会館2階会議室）
- (3) 開催地 石ヶ谷公園・明石海浜公園（施設の説明等現地にて行います。なお、魚住北公園・明石北わんぱく広場・高丘東公園・高丘西公園・西二見公園・西二見緑地・南二見東緑地・南二見西緑地については、機械設備がないので当日は案内しませんので、必要な方は各自でご確認下さい。）

(4) 参加申込方法

- ① 郵送、FAX又は電子メールで、以下の事項を記入の上、申し込んでください。

- ア 団体（法人）の名称、所在地、代表者
- イ 参加者の氏名
- ウ 担当者名及び連絡先

② 申込期限

令和4年7月29日（金）午後3時必着

③ 申込先

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所都市局都市整備室緑化公園課

電話：078-918-5039

FAX: 078-918-5109

電子メールアドレス: kouen@city.akashi.lg.jp

※ 当日、石ヶ谷公園から明石海浜公園へ移動します。移動については、各自で車等の手配をしてください。

10 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この募集要項及び仕様書等に関する質問しようとする場合は、質問書を電子メールにより提出してください。なお、質問書の様式は任意としますが、以下の事項を明記してください。記載に漏れのある質問には回答いたしません。

① 受付期間

令和4年7月15日（金）から令和4年8月12日（金）午後5時まで。

② 宛先

電子メールアドレス: kouen@city.akashi.lg.jp

③ 質問書記載事項

- ・ 本件公募に関する質問であること
- ・ 質問者の住所、団体名、代表者名、担当者名、担当者の連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）

④ 質問内容

(2) 質問に対する回答

令和4年8月19日（金）午後1時に市ホームページ（本件公募情報のページ）において公表します。

11 申請受付期間

(1) 申請書類の提出（受付）期間

持参による場合は、令和4年8月24日（水）から令和4年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

郵送による場合は、令和4年9月2日（金）必着とします。

(2) 提出（受付）時間

持参による場合、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とします。

(3) 提出（受付）場所

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市役所都市局都市整備室緑化公園課（電話：078-918-5039）

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法に限る。）とします。

ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。電送による提出は受け付けません。

(5) 提出部数

13部（正本1部、副本12部）とします。※副本はコピーで可とします。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

12 申請書類

この要項により指定管理者の申請をしようとする法人その他団体は、次の申請書類及び添付書類を提出してください。

なお、提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(1) 申請書類

- ① 明石市指定管理者指定申請書 (様式第1号)
 - ② 申請者の概要…………… (様式第1号の2) : 単独応募の場合のみ提出
 - ③ 主な同種業務実績…………… (様式第1号の3)
 - ④ 共同事業体構成表…………… (様式第1号の4)
 - ⑤ 団体の概要 (代表団体用) …… (様式第1号の5)
 - ⑥ 団体の概要 (構成団体用) …… (様式第1号の6)
 - ⑦ 主な同種業務実績 (代表団体用) … (様式第1号の7)
 - ⑧ 主な同種業務実績 (構成団体用) … (様式第1号の8)
 - ⑨ 共同事業体構成届出書 …… (様式第1号の9)
- } グループ応募の場合のみ提出
- 共同事業体における業務分担等各構成団体の役割や責任体制を記載してください。
内容確認のため、団体間で締結した協定書等（写し）の提出を求めることがあります。
- ⑩ 事業計画書（運営方針） (様式第2号)
施設運営のための基本的な考え方や具体的な取組方針に加え、利用者サービスの向上、
利用者の意見等を運営に反映させる方策などについて、具体的に記載してください。
 - ⑪ 事業計画書（運営体制） (様式第2号の2)
施設の運営体制の基本的な考え方、施設業務（本社を含む）ごとの人員配置計画及び勤務体制、職員の研修や指導監督等について記載してください。
人員については、正規、派遣、パート、アルバイト等の区別を記載してください。
 - ・バックアップ体制 (様式第2号の2詳細1)
 - ・従事予定者表 (様式第2号の2詳細2)
 - ・従事体制予定表（シフト表） (様式第2号の2詳細3)
 - ・プール監視員等配置図 (様式第2号の2詳細4)
 - ⑫ 事業計画書（実施事業） (様式第2号の3)
実施事業に対する基本的な考え方、具体的な指定事業・提案事業・独自事業の企画提案
と取組方法、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。その中には、公園の利活用や賑わいづくりに資する事業（教室等）の提案を必ず含めて下さい。
※指定事業：施設の設置目的の範囲内で、市が仕様書で実施を指定した事業
※提案事業：指定管理者からの提案を受け、市が施設の設置目的内と認めた事業
※独自事業：本来の指定管理業務ではないが、施設の魅力向上等を目的として指定管理者が独自に行う事業。実施の際は、施設を使用する一般の利用者と同様に使用許可、目的外使用許可を受けて行う。事業のための経費を指定管理料から支出することはできない。
 - ・実施事業提案理由書 (様式第2号の3詳細1)
 - ・実施スケジュール表 (様式第2号の3詳細2)

- ⑬ 事業計画書（貸館業務） （様式第2号の4）
貸館業務の基本的な考え方と具体的な実施方法、広報、営業等の具体的な方法、目標とする利用率・稼働率、利用率アップのための具体的な方策、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。
- ⑭ 事業計画書（維持管理業務） （様式第2号の5）
維持管理の基本的な考え方と具体的な維持管理方法、安全（事故防止）対策、貴団体の業務実績とセールスポイントを記載してください。
- ・安全管理マニュアル （様式第2号の5詳細1）
 - ・実施スケジュール表 （様式第2号の5詳細2）
- ⑮ 事業計画書（その他） （様式第2号の6）
個人情報の保護、情報公開、防犯・防災対策、環境への配慮、地域への貢献等について、具体的な方策を記載してください。
- ⑯ 収支計画書 （様式第3号）
事業計画書の提案内容に基づき、年度ごとに収入・支出額を積算し、記載してください。（年度ごとの収支見込が同じ場合は、1枚でも結構です。）
指定管理料は、6の（2）で掲げた上限額の範囲内で提案してください。
- ・明細・内訳・資料 （様式第3号明細1～12）
- ⑰ 実施事業収支計画書 （様式第3号の2）
指定事業・提案事業・独自事業について、事業区分を明確にし、事業ごとの収支計画を記載してください。
- (2) 添付書類**
- ① 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては、これに替わる会則等）
 - ② 経営状況を説明する書類及びその他決算書類（公認会計士による監査報告書の写し（直近のもの）、法人税の申告書の写し（直近のもの）、直近3年間の貸借対照表、損益計算書等）
 - ③ 類似業務の実績に関する書類
 - ④ 現在の組織や人員体制を示す書類
 - ⑤ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
 - ⑥ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（この募集要項の公表日の1ヶ月前以降の日付のもの。写しも可。）
 - ⑦ グループ応募の場合は、すべての構成団体について、法人等の設立趣旨、資本金、事業内容、組織、人員数等、事業者の概要がわかるもの。
 - ⑧ 市が必要と判断した書類

13 選定の基準

(1) 審査方法

提出された申請書類に基づき、選定委員会で審査し、第3順位まで候補者を選びます。
審査に当たっては、次の審査基準及び評価項目に照らした書類審査及び面接審査（令和4年10月頃）を実施し、総合的に判断します。

なお、面接審査については、書類審査の上位3者を対象者とし、当該対象者には、面接日時等を連絡します。

(2) 審査基準

明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第22号）
第4条の規定に基づき、審査基準を以下のとおりとします。

- ① 施設利用者の平等な利用の確保が図られるものであること。
- ② 施設利用者へのサービスの向上が図られるものであること。
- ③ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ④ 施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。
- ⑤ 施設の管理に係る経費の縮減が図られ、かつ妥当なものであること。
- ⑥ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、
又は確保できる見込みがあること。

(3) 評価項目

(2) の審査基準に基づき、評価項目及びその配点を別表（評価項目表）のとおりとします。

(4) 選定及び選定結果の公表

審査の結果、選定委員会が最も評価点の高かった団体を市長へ推薦し、これを受けて市長
が指定管理者候補者として選定します。

14 協定の締結等

(1) 基本的な考え方

指定管理者を指定した後、市と指定管理者双方の意思を確認するため、管理運営業務
について、指定期間中の包括的な事項を定めた協定を締結します。

なお、協定に定めのない事項や協定内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(2) 協定の事項

① 総則に関する事項

目的、協定期間（指定期間）、管理運営を行う施設など

② 業務の範囲に関する事項

管理運営業務の内容等、法令の遵守、解釈の基準など

③ 経費に関する事項

指定管理料、使用料等、口座の管理及び経理の区分など

④ 業務の基準に関する事項

施設の修繕、設備・備品等の管理、業務主任者等の配置・選任・責任の分担、個人情報の保護、情報の公開、環境への配慮、苦情・要望等への対応、利用者アンケートなど

⑤ 事業報告及び業務報告等に関する事項

事業計画書の提出、業務報告の聴取等、事業報告書の作成・提出、指定の取消しなど

⑥ 損害賠償及び履行保証等に関する事項

損害の賠償、履行保証、施設等の損傷、施設賠償責任保険への加入など

⑦ 安全対策等に関する事項

事故報告等、危機管理・安全対策、地域防災計画への協力など

⑧ 業務終了時の対応に関する事項

- 原状回復義務、業務の引継ぎ、業務終了時の費用負担など
- ⑨ その他
目的外使用の禁止、第三者への委託の禁止、協定の改正、疑義等の解決など

15 責任分担

市と指定管理者との責任分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定で定めます。

項目	指定管理者	市
施設の運営管理・維持管理	○	
施設・設備の修繕の実施	○ 経年劣化による小規模なもの	○ 左記以外
事故・第三者による施設・設備・資料等の損傷	○ ・指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの ・上記以外の事由によるもので小規模の損傷	○ 左記以外
利用者・第三者への賠償	○ 指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの	○ 左記以外
不可抗力（風水害・地震・感染症の大規模な流行、騒乱・暴動等）に伴う施設・設備の損傷及び事業履行不能		協議により定める

16 業務実施状況の監視等

(1) 業務実施状況のモニタリング

市は、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、仕様書に定める基準に基づき、次の方法等によりモニタリングを実施します。

モニタリングの結果、指定管理者の管理運営業務が要求水準を維持していないと判断した場合、市は、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られない場合は、業務の停止、さらには指定の取消しを行います。

① 業務報告

例月（四半期）ごとに事業進捗状況報告書（管理運営業務の実施状況・収支状況等）を作成し、市まで提出してください。

② 立入検査

市は、隨時、管理運営業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(2) 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設利用者へのサービス向上を図るため、アンケート調査等により施設利用者の意見や苦情等を聴取し、これらの内容と業務改善への反映状況について、業務報告を合わせて市に報告して下さい。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は、帳簿、書類、その他の記録を提出しなければなりません。

17 事業報告

(1) 事業報告書の提出

前年度の管理運営業務について、次の内容を備えた事業報告書を作成し、毎年5月末までに市へ提出してください。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

- ① 管理運営業務の実施状況
- ② 公の施設の利用状況（利用者数及び利用拒否の件数・理由等）
- ③ 使用料等の収入実績
- ④ 指定管理料の収支状況
- ⑤ その他管理状況を把握するために必要な事項（個人情報の取扱い状況等）
- ⑥ 顧客満足度（アンケート調査等の結果）
- ⑦ 指定管理者による自己評価

(2) 評価の実施

提出された事業報告書に基づき、管理運営業務の実施結果についての評価を行います。なお、評価に際しては、外部の有識者から評価や意見等を求める場合があります。

18 次年度の事業計画

(1) 事業計画書等の提出

次年度以降の事業計画については、利用者の意見や市からの指示等に基づき、10月末までに次年度の詳細な事業計画書及び収支計画書を提出してください。

(2) 事業計画の確定

提出された事業計画書及び収支計画書に基づき、市と指定管理者との協議の上、次年度の事業計画を決定します。

19 その他

(1) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次の指定管理者等に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力してください。

(2) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、法律や市の条例等の関連法規は遵守してください。

- ① 法律等：地方自治法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法など。
- ② 市の条例：明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、明石市個人情報保護条例、明石市情報公開条例など。

(3) 保険の扱い

市は、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する全国市長会市民総合賠償保険に加入しています。（この保険において、平成23年4月から全ての指定管理者を被保険者とみなす扱いとなりました。ただし、指定管理者の独自の事業（条例に定める業務以外の業務で、市から実施を求めていない業務）については、この保険の対象外となります。）

施設の火災保険は市が加入していますが、指定管理者の過失等が原因で発生した火災については、指定管理者へ求償する場合があります。

(4) 履行保証

指定管理者は、市との協定に当たって、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第25条及び第26条に規定する契約保証金の扱いに準じ、指定管理料の10分の1以上の保証金を納めなければなりません。ただし、指定管理者が市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、保証金の全部又は一部を納めることができます。

なお、納めた保証金は、指定管理業務完了後、還付します。

(5) 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、管理運営業務を一括して委託することはできません。

なお、委託先事業者の選定にあたっては、必要に応じて公募や見積り合わせを行う、書面による契約を徹底するなど、業務の質とコスト効率性の維持・向上を図り、委託契約の公正性・透明性を確保するための措置を講じるように努めてください。

(6) 職員雇用の条件

従事者の雇用に当たっては、雇用及び労働条件について、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法令を遵守しなければなりません。

(7) 明石市行政オンブズマンによる調査への協力

石ヶ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地の指定管理業務について、明石市行政オンブズマンから、調査への協力を求められたときは協力してください。

(8) 地域防災計画（避難所運営）への協力

明石市地域防災計画により、石ヶ谷公園・明石海浜公園は指定緊急避難場所に、魚住北公園・高丘東公園・高丘西公園・西二見公園は、一時避難地となっています。また、明石海浜公園のスポーツ施設管理事務所の一部は、災害用備蓄倉庫になっています。さらに、石ヶ谷公園の駐車場は、車中避難が可能な大規模駐車場施設となっており、明石中央体育会館については、自衛隊が派遣された場合に派遣部隊の宿泊（設営）場所として利用されることがあります。そのため、災害の恐れがある場合などには、避難者の受け入れ等避難施設として必要な体制の確保を行うとともに、市より派遣される職員の指示に従い、市の運営に支援協力してください。

【問合せ先】	1 担 当 部 課	明石市役所都市局都市整備室緑化公園課
	2 住 所	〒673-8686
		明石市中崎1丁目5番1号
	3 電 話 番 号	078-918-5039
	4 F A X	078-918-5109
	5 E - m a i l	kouen@city.akashi.lg.jp

別表（評価項目表）

審査基準	評価項目		配点
提案内容	①平等利用の確保 ②サービスの向上 ③効用の最大限の発揮 ④適切な維持管理 ⑤管理経費の妥当性 ⑥経営規模及び能力	1 事業計画に関すること	
		運営方針	10点
		運営体制	20点
		実施事業	15点
		貸館業務	5点
		維持管理業務	15点
		その他	5点
提案価格	2 収支に関すること		
	収支計画	収支計画の妥当性及び事業収支計画の妥当性	10点
提案価格	3 団体に関すること		
	経営規模・経営能力	事業概要及び業績 組織及び人的基盤 財政基盤及び決算状況 類似施設等の運営実績	5点
	※価格点（15×最低提案価格／当該提案価格）		15点
合 計			100点

※ 提案価格の審査については、各団体からの提案価格のうち最低提案価格に対する割合に応じて、提案価格の点数=15点×最低提案価格／当該提案価格の計算式で得られた点数を、提案価格の得点とします。